

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。「音声聞こえない」、「音声で話すことができない」等手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別された長い歴史があります。

平成18年12月に採用された国連の障がい者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。

障がい者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障がい者基本法」では「全ての障がい者は、可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と規定されています。また、同法第22条では、国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けています。

以上のことから、国におかれましては、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、誰でもみんなが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向け、法を整備し「手話言語法（仮称）」の制定を実現されるよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年9月24日

伊 那 市 議 会